

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

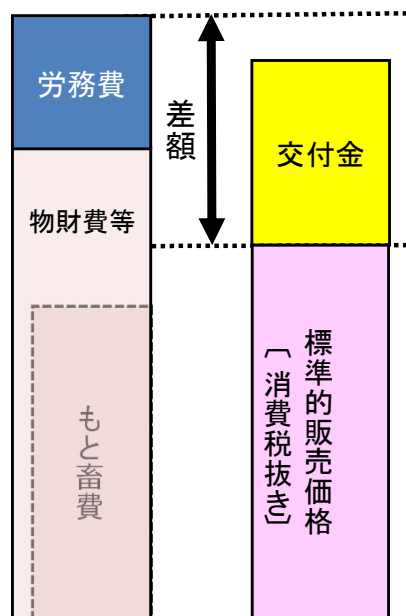
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
 交雑種：17,000円／頭
 乳用種：18,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年9月支払分:7月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域		交付金単価 (概算払)
肉専用種	北海道		36,834
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	8,164
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
		長野県	—
静岡県		—	

品種	区域		交付金単価 (概算払)
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県 ☆	—
		石川県 ☆	—
		福井県 ☆	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
		山口県	—

品種	区域		交付金単価 (概算払)
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県		—
交雑種			—
乳用種			34,710

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

注3: 概算払では、配合飼料価格安定制度での補填の有無が未確定のため、過払い防止の観点から7,000円／頭を控除。四半期の最終月の交付金で精算。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

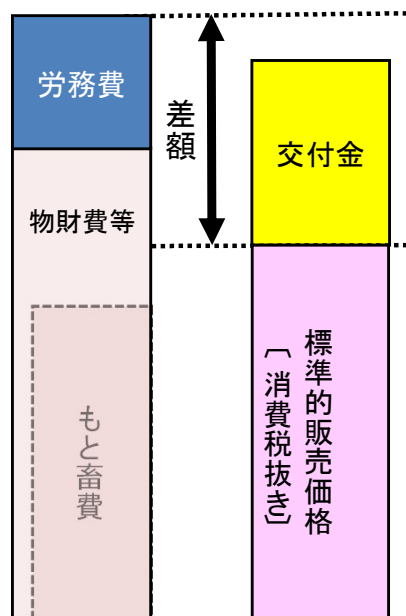
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
 交雑種：17,000円／頭
 乳用種：18,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年8月支払分:6月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		75,205
	東北	青森県	22,190
		岩手県	2,184
		宮城県	27,218
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	56,175
	関東	茨城県	22,367
		栃木県	28,027
		群馬県	43,715
		埼玉県	22,285
		千葉県	6,288
		東京都	14,742
		神奈川県	12,071
		山梨県	5,672
		長野県	8,124
	静岡県	—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	9,244
		島根県	—
岡山県		—	
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	1,946
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県		—
	交雑種		6,866
乳用種		27,264	

注1：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2：交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

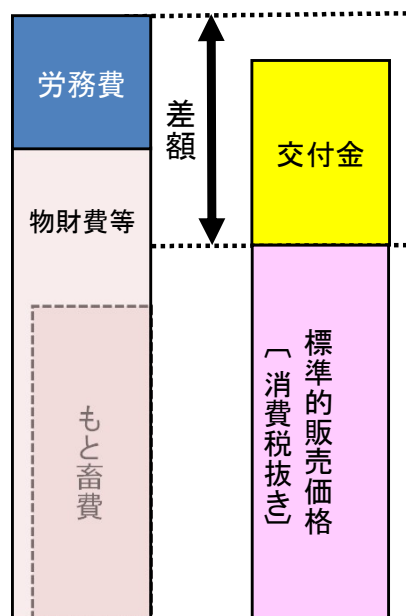
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
 交雑種：17,000円／頭
 乳用種：18,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年7月支払分:5月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		19,521
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	18,445
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	5,535
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
長野県		—	
静岡県	—		

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
		沖縄県	

交雑種	—
乳用種	29,549

注1：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2：交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

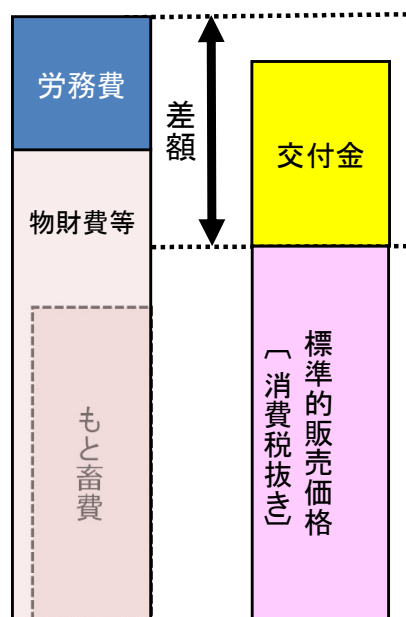
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
 交雑種：17,000円／頭
 乳用種：18,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年6月支払分:4月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		22,460
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	267
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
		長野県	—
		静岡県	—

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
岡山県		—	
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
		沖縄県	—

交雑種	—
乳用種	21,422

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

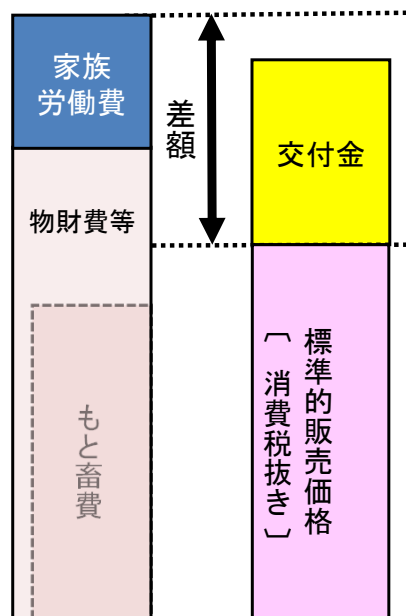
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
 交雑種：17,000円／頭
 乳用種：18,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年5月支払分:3月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費
消費税抜き



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		67,895
	東北	青森県	11,114
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	20,672
	関東	茨城県	30,292
		栃木県	38,087
		群馬県	63,349
		埼玉県	24,717
		千葉県	2,126
		東京都	49,671
		神奈川県	17,317
		山梨県	1,695
		長野県	17,629
		静岡県	—

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	11,552
		三重県	—
	近畿	滋賀県	26,515
		京都府	30,556
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	23,178
		和歌山県	8,550
	中国	鳥取県	11,339
		島根県	—
岡山県		—	
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	34,677
		香川県	37,184
		愛媛県	25,698
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
		沖縄県	—

交雑種	—
乳用種	21,478

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 [肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
 標準的生産費は都道府県別に算出。]

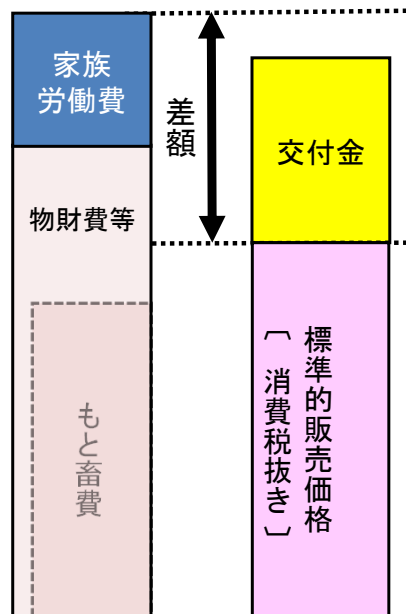
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
 交雑種：17,000円／頭
 乳用種：18,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年4月支払分:2月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費
消費税抜き



	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		69,094
	東北	青森県	4,381
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	13,939
	関東	茨城県	19,575
		栃木県	27,369
		群馬県	52,632
		埼玉県	14,000
		千葉県	—
		東京都	38,954
		神奈川県	6,600
		山梨県	—
		長野県	6,912
		静岡県	—

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	11,262
		島根県	—
		岡山県	—
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	603
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
		沖縄県	—

交雑種	—
乳用種	32,234

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

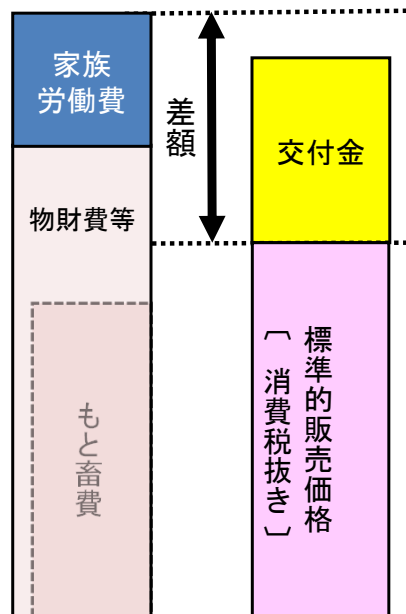
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
 交雑種：17,000円／頭
 乳用種：18,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年3月支払分:1月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費
消費税抜き



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		84,331
	東北	青森県	40,339
		岩手県	—
		宮城県	23,606
		秋田県	10,064
		山形県	—
		福島県	49,897
	関東	茨城県	48,674
		栃木県	56,469
		群馬県	81,731
		埼玉県	43,100
		千葉県	20,509
		東京都	68,054
		神奈川県	35,700
		山梨県	20,078
		長野県	36,011
	静岡県	9,441	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	2,254
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	41,390
		島根県	—
		岡山県	621
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	5,210
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
		沖縄県	—
交雑種		—	
乳用種		53,238	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

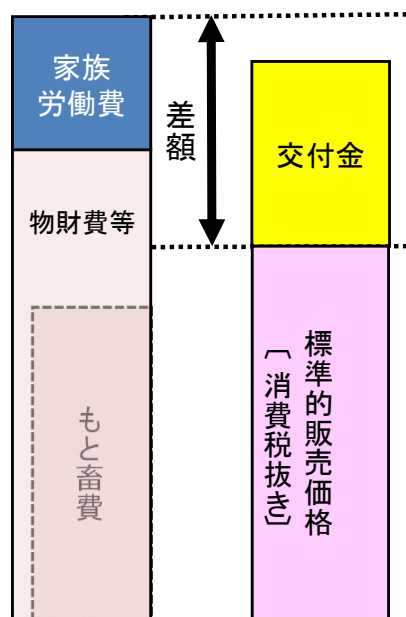
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
 交雑種：13,000円／頭
 乳用種：10,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年2月支払分:12月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		3,132
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
		長野県	—
	静岡県	—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県 ☆	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
	中国	和歌山県	—
		鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
広島県		—	
	山口県	—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
		沖縄県	—

交雑種	—
乳用種	40,308

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 [肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
 標準的生産費は都道府県別に算出。]

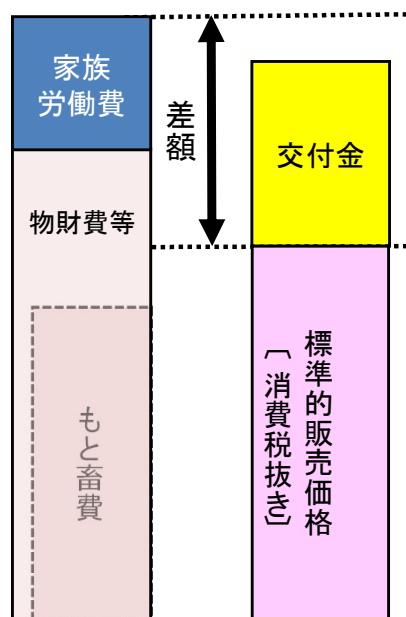
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
 交雑種：13,000円／頭
 乳用種：10,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年1月支払分:11月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		41,905
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	6,902
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	3,928
	関東	茨城県	15,039
		栃木県	19,375
		群馬県	26,985
		埼玉県	22,757
		千葉県	4,478
		東京都	15,961
		神奈川県	15,087
		山梨県	—
		長野県	—
静岡県		—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
	東海	岐阜県	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	3,012
		京都府	33,063
		大阪府	4,502
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	16,803
		和歌山県	295
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	11,838
		佐賀県	9,613
		長崎県	8,153
		熊本県	21,954
		大分県	10,685
		宮崎県	—
		鹿児島県	5,124
		沖縄県	—
	交雑種		—
乳用種		39,900	

注1：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2：交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 [肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。]

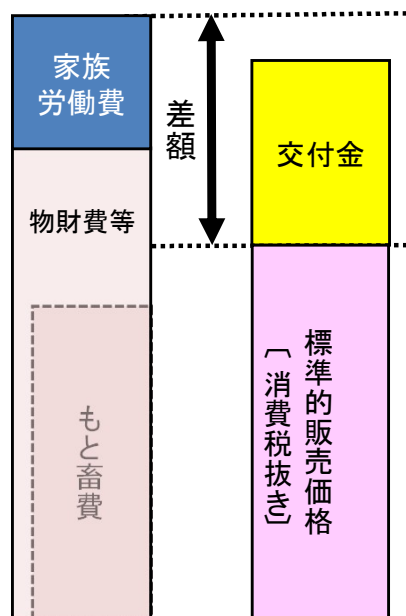
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
 交雑種：13,000円／頭
 乳用種：10,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年12月支払分:10月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	115,424
	東北	青森県 82,407
		岩手県 65,494
		宮城県 106,251
		秋田県 75,741
		山形県 66,905
		福島県 103,277
	関東	茨城県 102,124
		栃木県 106,460
		群馬県 114,070
		埼玉県 109,842
		千葉県 91,563
		東京都 103,046
		神奈川県 102,172
		山梨県 54,054
		長野県 84,116
		静岡県 74,853

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 6,837
		富山県 21,631
		石川県 ☆ ー
		福井県 14,348
		岐阜県 ー
	東海	愛知県 ー
		三重県 ー
		滋賀県 46,718
	近畿	京都府 76,769
		大阪府 48,208
		兵庫県 ☆ ー
		奈良県 60,508
		和歌山県 44,001
	中国	鳥取県 52,274
		島根県 32,426
		岡山県 37,878
		広島県 30,786
		山口県 31,085

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 51,101
		香川県 37,230
		愛媛県 26,896
		高知県 ー
		福岡県 76,855
	九州	佐賀県 74,630
		長崎県 73,170
		熊本県 86,971
		大分県 75,702
		宮崎県 63,647
		鹿児島県 70,141
	沖縄県	ー

交雑種	3,477
乳用種	42,574

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

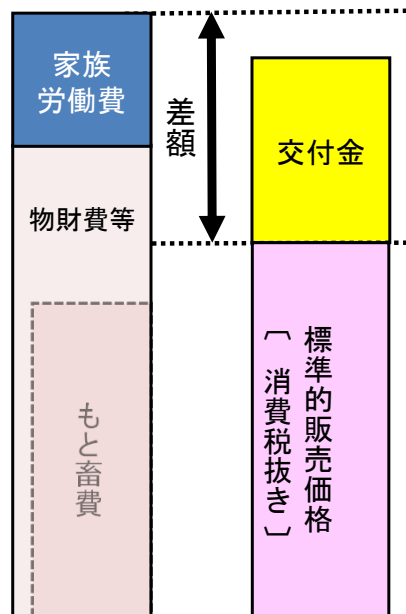
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
 交雑種：13,000円／頭
 乳用種：10,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年11月支払分:9月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費
消費税抜き



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	160,825
	東北	青森県 99,643
		岩手県 81,736
		宮城県 110,815
		秋田県 111,984
		山形県 84,673
	関東	福島県 113,536
		茨城県 120,458
		栃木県 122,553
		群馬県 136,628
		埼玉県 123,229
		千葉県 101,671
		東京都 126,106
		神奈川県 108,382
		山梨県 111,066
		長野県 109,692
		静岡県 88,274

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 40,809
		富山県 29,654
		石川県 29,377
		福井県 20,789
	東海	岐阜県 ☆ ー
		愛知県 61,638
		三重県 63,120
		滋賀県 28,255
	近畿	京都府 77,035
		大阪府 50,098
		兵庫県 ☆ ー
		奈良県 96,030
		和歌山県 49,388
	中国	鳥取県 93,710
		島根県 70,408
		岡山県 81,412
		広島県 59,115
	山口県	54,184

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 31,475
		香川県 56,212
		愛媛県 2,709
		高知県 ー
	九州	福岡県 75,677
		佐賀県 68,563
		長崎県 73,054
		熊本県 80,955
		大分県 59,430
		宮崎県 58,618
		鹿児島県 62,578
	沖縄県	ー

交雑種	5,550
乳用種	52,113

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



注1：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2：交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

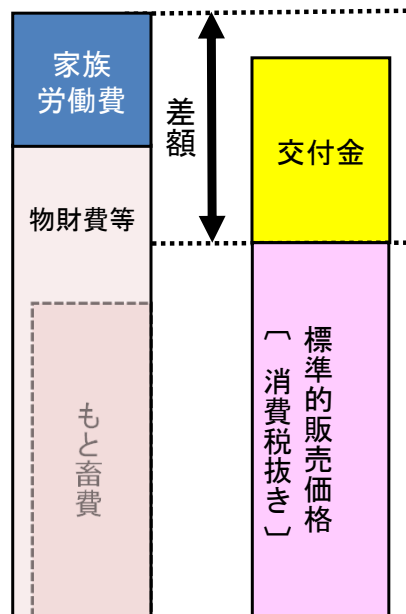
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
 交雑種：13,000円／頭
 乳用種：10,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年10月支払分:8月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費
消費税抜き



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	175,302
	東北	青森県 149,180
		岩手県 131,273
		宮城県 160,352
		秋田県 161,521
		山形県 134,210
		福島県 163,073
	関東	茨城県 157,900
		栃木県 159,995
		群馬県 174,069
		埼玉県 160,671
		千葉県 139,113
		東京都 163,548
		神奈川県 145,824
		山梨県 148,508
		長野県 147,133
		静岡県 125,716

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 63,795
		富山県 52,640
		石川県 52,363
		福井県 43,775
		岐阜県 ☆ ー
	東海	愛知県 67,719
		三重県 69,201
		滋賀県 44,315
	近畿	京都府 93,095
		大阪府 66,158
		兵庫県 ☆ ー
		奈良県 112,089
		和歌山県 65,448
	中国	鳥取県 121,323
		島根県 98,021
		岡山県 109,025
		広島県 86,728
		山口県 81,797

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 55,106
		香川県 79,842
		愛媛県 26,339
		高知県 ー
		福岡県 81,316
	九州	佐賀県 74,203
		長崎県 78,694
		熊本県 86,594
		大分県 65,070
		宮崎県 64,258
		鹿児島県 68,218
	沖縄県	ー

交雑種	3,827
乳用種	53,922

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

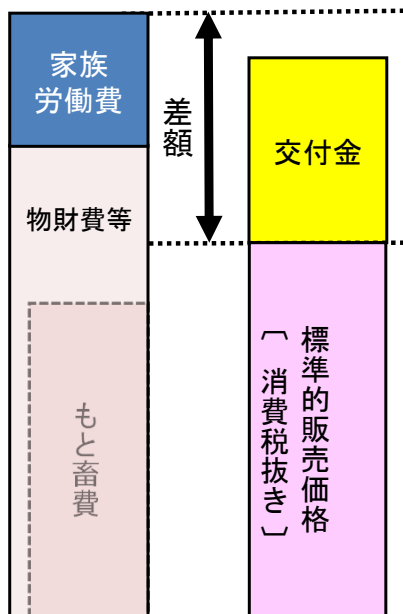
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
 交雑種：13,000円／頭
 乳用種：10,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年9月支払分:7月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費
消費税抜き



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	156,909
	東北	青森県 86,627
		岩手県 68,720
		宮城県 97,799
		秋田県 98,968
		山形県 71,658
	関東	福島県 100,521
		茨城県 130,743
		栃木県 132,838
		群馬県 146,912
		埼玉県 133,514
		千葉県 111,955
		東京都 136,390
		神奈川県 118,666
		山梨県 121,350
		長野県 119,976
		静岡県 98,559

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 —
		富山県 —
		石川県 —
		福井県 —
	東海	岐阜県 ☆ —
		愛知県 42,389
		三重県 43,871
		滋賀県 29,271
	近畿	京都府 78,051
		大阪府 51,114
		兵庫県 ☆ —
		奈良県 97,046
		和歌山県 50,404
	中国	鳥取県 79,985
		島根県 56,683
		岡山県 67,687
		広島県 45,390
	山口県	40,459

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 3,001
		香川県 27,738
		愛媛県 —
		高知県 —
	九州	福岡県 51,086
		佐賀県 43,973
		長崎県 48,464
		熊本県 56,364
		大分県 34,839
		宮崎県 34,028
		鹿児島県 37,988
	沖縄県	—
	交雑種 38,994	
	乳用種 49,389	

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

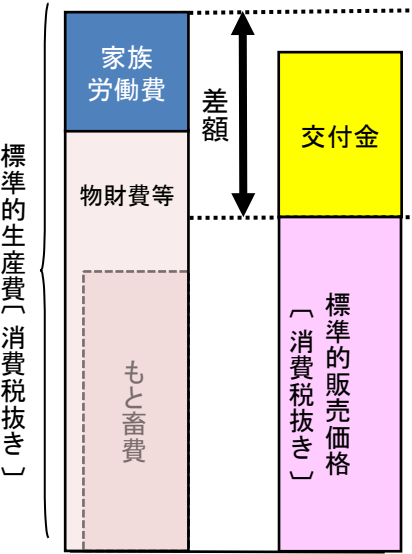
- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
交雑種：13,000円／頭
乳用種：10,000円／頭
肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年8月支払分:6月販売牛)

(円／頭)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		169,165
	東北	青森県	115,868
		岩手県	105,392
		宮城県	132,712
		秋田県	137,484
		山形県	100,515
		福島県	128,863
	関東	茨城県	131,706
		栃木県	140,209
		群馬県	160,063
		埼玉県	143,777
		千葉県	126,279
		東京都	136,171
		神奈川県	135,594
		山梨県	107,680
		長野県	110,290
		静岡県	93,680

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	34,393
		富山県	15,262
		石川県	24,087
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	60,416
		三重県	60,850
	近畿	滋賀県	67,435
		京都府	103,698
		大阪府	79,955
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	101,774
		和歌山県	51,858
		中国	鳥取県
	島根県		16,839
	岡山県		17,624
広島県	35,087		
山口県	19,431		

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	31,440
		香川県	34,548
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	59,063
		佐賀県	58,347
		長崎県	53,770
		熊本県	66,078
		大分県	46,962
		宮崎県	44,607
		鹿児島県	48,271
		沖縄県	—
交雑種		23,265	
乳用種		41,036	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

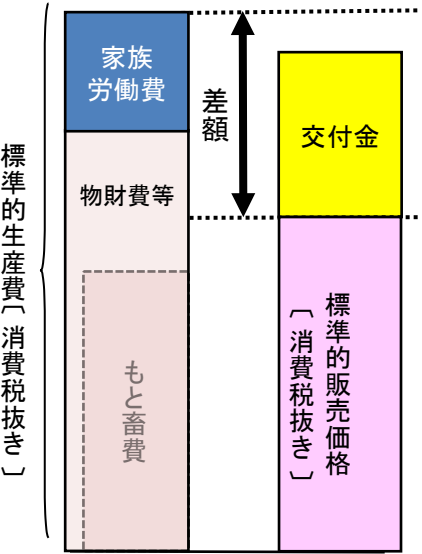
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
交雑種：13,000円／頭
乳用種：10,000円／頭
肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年7月支払分:5月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	148,112
	東北	青森県 82,253
		岩手県 71,777
		宮城県 99,097
		秋田県 103,869
		山形県 66,900
	関東	福島県 95,248
		茨城県 100,600
		栃木県 109,102
		群馬県 128,956
		埼玉県 112,671
		千葉県 95,173
		東京都 105,065
		神奈川県 104,487
		山梨県 76,573
		長野県 79,183
		静岡県 62,573

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 —
		富山県 —
		石川県 —
		福井県 —
		岐阜県 ☆ —
	東海	愛知県 35,070
		三重県 35,505
		滋賀県 64,172
		京都府 100,436
		大阪府 76,692
	近畿	兵庫県 ☆ —
		奈良県 98,512
		和歌山県 48,595
		鳥取県 80,841
	中国	島根県 16,387
		岡山県 17,172
		広島県 34,634
		山口県 18,978

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 37,478
		香川県 40,586
		愛媛県 —
		高知県 —
		福岡県 47,270
	九州	佐賀県 46,555
		長崎県 41,977
		熊本県 54,285
		大分県 35,170
		宮崎県 32,814
		鹿児島県 36,478
	沖縄県	—
	交雑種	—
	乳用種	34,847

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

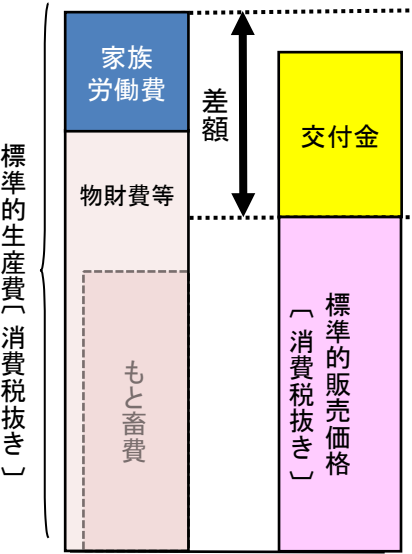
- ①負担割合 国：生産者＝3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
- 交雑種：13,000円／頭
- 乳用種：10,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年6月支払分:4月販売牛)

(円／頭)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	114,288
	東北	青森県 46,917
		岩手県 36,441
		宮城県 63,761
		秋田県 68,533
		山形県 31,564
		福島県 59,913
	関東	茨城県 62,715
		栃木県 71,217
		群馬県 91,071
		埼玉県 74,786
		千葉県 57,288
		東京都 67,180
		神奈川県 66,602
		山梨県 38,689
		長野県 41,299
		静岡県 24,688

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 —
		富山県 —
		石川県 ☆ —
		福井県 —
		岐阜県 ☆ —
		愛知県 12,593
	東海	三重県 13,028
		滋賀県 19,813
		京都府 56,077
	近畿	大阪府 32,333
		兵庫県 ☆ —
		奈良県 54,153
		和歌山県 4,236
	中国	鳥取県 14,912
		島根県 —
		岡山県 —
		広島県 —
		山口県 —

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 —
		香川県 —
		愛媛県 —
		高知県 —
		福岡県 —
	九州	佐賀県 —
		長崎県 —
		熊本県 3,631
		大分県 —
		宮崎県 —
		鹿児島県 —
	沖縄県	—
	交雑種	—
	乳用種	19,021

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

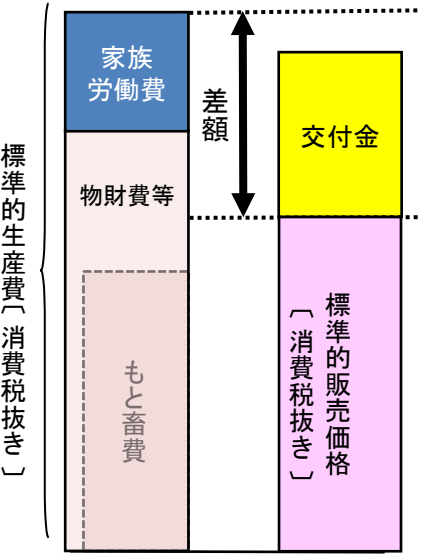
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
交雑種：13,000円／頭
乳用種：10,000円／頭
肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年5月支払分:3月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	132,800
	東北	青森県 93,567
		岩手県 49,857
		宮城県 86,207
		秋田県 62,536
		山形県 53,706
		福島県 96,103
	関東	茨城県 89,271
		栃木県 94,500
		群馬県 108,682
		埼玉県 89,905
		千葉県 71,658
		東京都 68,116
		神奈川県 84,529
		山梨県 80,465
		長野県 81,609
		静岡県 60,912

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 29,748
		富山県 11,376
		石川県 ☆ ー
		福井県 ー
		岐阜県 ☆ ー
		愛知県 79,322
	東海	三重県 71,520
		滋賀県 91,443
		京都府 98,597
	近畿	大阪府 87,559
		兵庫県 ☆ ー
		奈良県 114,195
		和歌山県 90,107
	中国	鳥取県 73,494
		島根県 14,664
		岡山県 60,573
		広島県 56,533
		山口県 28,641

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 49,388
		香川県 64,446
		愛媛県 ー
		高知県 ー
		福岡県 62,943
	九州	佐賀県 58,471
		長崎県 49,004
		熊本県 64,188
		大分県 53,778
		宮崎県 50,160
		鹿児島県 51,593
	沖縄県	ー
	交雑種	ー
	乳用種	35,480

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF
QRコード

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

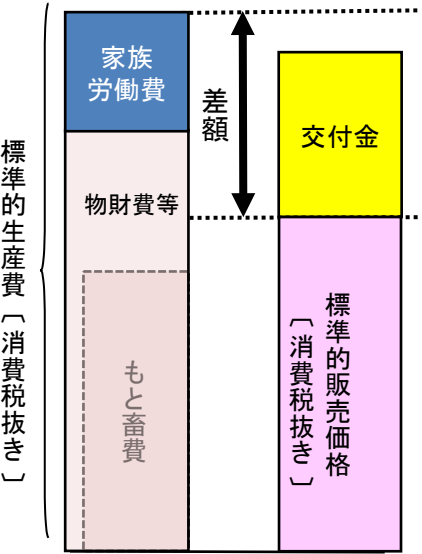
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
交雑種：13,000円／頭
乳用種：10,000円／頭
肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年4月支払分:2月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		130.887
	東北	青森県	68.963
		岩手県	25.253
		宮城県	61.603
		秋田県	37.932
		山形県	29.102
		福島県	71.499
	関東	茨城県	71.235
		栃木県	76.464
		群馬県	90.646
		埼玉県	71.869
		千葉県	53.622
		東京都	50.080
		神奈川県	66.493
		山梨県	62.429
		長野県	63.573
		静岡県	42.876

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	24,220
		富山県	5,849
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	27,086
		三重県	19,284
	近畿	滋賀県	44,927
		京都府	52,081
		大阪府	41,042
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	67,679
		和歌山県	43,590
	中国	鳥取県	69,799
		島根県	10,969
岡山県		56,878	
広島県		52,838	
山口県		24,946	

(円／頭)

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	44,029
		香川県	59,087
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	50,335
		佐賀県	45,863
		長崎県	36,396
		熊本県	51,579
		大分県	41,170
		宮崎県	37,552
		鹿児島県	38,985
	沖縄県		—

交雑種	—
乳用種	18,615

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

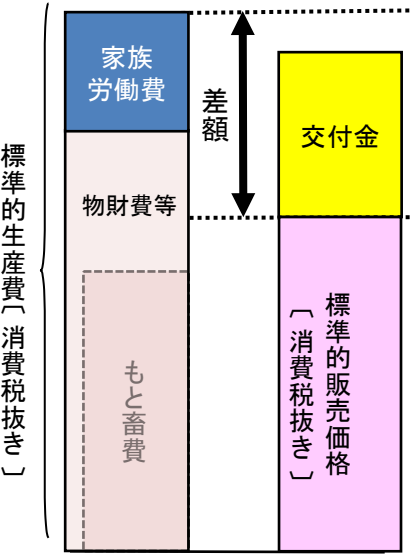
《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
交雑種：13,000円／頭
乳用種：10,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年3月支払分:1月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		94,394
	東北	青森県	58,690
		岩手県	14,980
		宮城県	51,330
		秋田県	27,659
		山形県	18,829
		福島県	61,227
		関東	茨城県
	栃木県		67,332
	群馬県		81,513
	埼玉県		62,737
	千葉県		44,490
	東京都		40,948
	神奈川県		57,361
	山梨県		53,297
	長野県		54,441
	静岡県		33,744

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	61,848
		富山県	43,477
		石川県	32,767
		福井県	25,296
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	28,316
		三重県	20,514
	近畿	滋賀県	66,930
		京都府	74,084
		大阪府	63,045
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	89,682
		和歌山県	65,593
	中国	鳥取県	56,133
		島根県	—
		岡山県	43,211
広島県		39,171	
山口県		11,279	

品種		区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	3,744
		香川県	18,802
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	31,746
		佐賀県	27,274
		長崎県	17,807
		熊本県	32,991
		大分県	22,581
		宮崎県	18,963
		鹿児島県	20,396
	沖縄県		—
交雑種		—	
乳用種		15,795	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

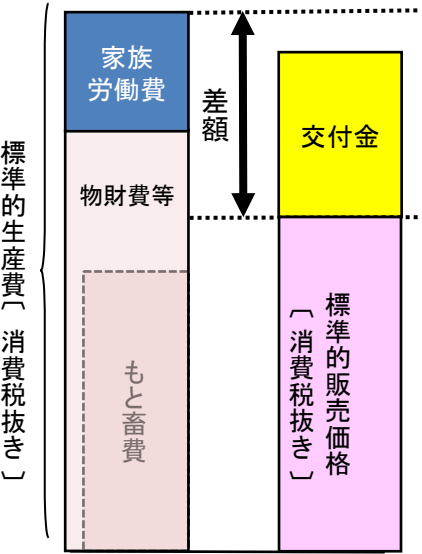
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年2月支払分:12月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	東北	北海道	100,012
		青森県	26,163
		岩手県	—
		宮城県	32,505
		秋田県	20,285
		山形県	2,468
	関東	福島県	21,898
		茨城県	40,284
		栃木県	38,358
		群馬県	44,868
		埼玉県	33,691
		千葉県	20,258
		東京都	2,487
		神奈川県	33,777
		山梨県	—
		長野県	15,474
		静岡県	27,617

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	34,192
		三重県	28,865
		滋賀県	53,748
		京都府	54,738
	近畿	大阪府	31,317
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	56,780
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	39,634
		島根県	23,084
		岡山県	16,632
		広島県	37,247
		山口県	27,180

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	5,670
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	69,409
	九州	佐賀県	65,702
		長崎県	64,947
		熊本県	70,272
		大分県	55,069
		宮崎県	59,789
		鹿児島県	56,680
	沖縄県		9,747

交雑種	—
乳用種	6,732

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

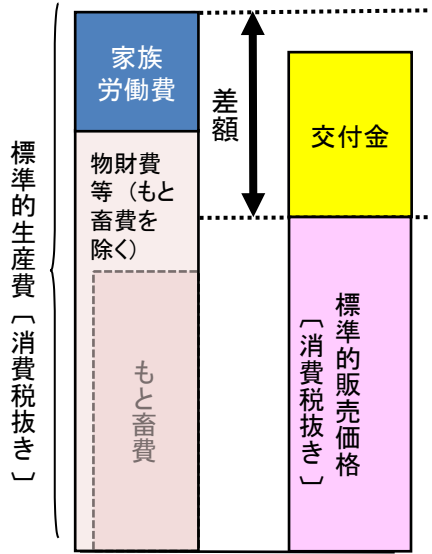
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年1月支払分:11月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		130,053
	東北	青森県	54,275
		岩手県	22,036
		宮城県	60,617
		秋田県	48,397
		山形県	30,581
		福島県	50,011
	関東	茨城県	79,557
		栃木県	77,632
		群馬県	84,141
		埼玉県	72,964
		千葉県	59,531
		東京都	41,760
		神奈川県	73,051
		山梨県	20,181
		長野県	54,747
静岡県		66,890	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	27,324
		三重県	21,996
	近畿	滋賀県	28,962
		京都府	29,952
		大阪府	6,530
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	31,993
	中国	和歌山県	—
		鳥取県	54,738
		島根県	38,188
		岡山県	31,737
広島県		52,352	
	山口県	42,284	

		(円／頭)	
品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	22,793
		香川県	32,286
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	88,937
		佐賀県	85,230
		長崎県	84,474
		熊本県	89,799
		大分県	74,596
		宮崎県	79,317
		鹿児島県	76,207
		沖縄県	10,883
	交雑種		16,210
乳用種		—	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

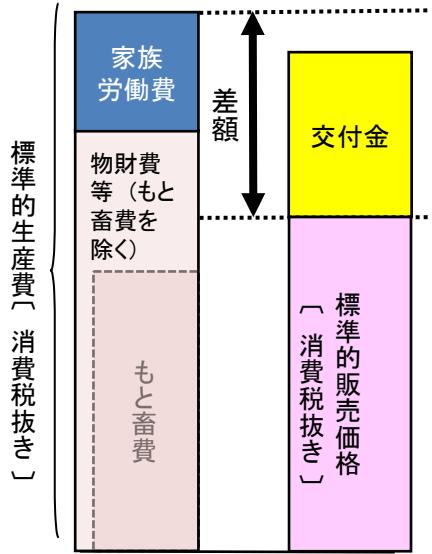
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年12月支払分:10月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	東北	北海道	182,517
		青森県	130,188
		岩手県	97,949
		宮城県	136,530
		秋田県	124,310
		山形県	106,494
		福島県	125,924
	関東	茨城県	140,554
		栃木県	138,629
		群馬県	145,139
		埼玉県	133,962
		千葉県	120,528
		東京都	102,758
		神奈川県	134,048
		山梨県	81,179
		長野県	115,745
		静岡県	127,888

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	53,046
		富山県	27,218
		石川県 ☆	—
		福井県	14,380
		岐阜県	2,062
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	110,742
	近畿	京都府	111,732
		大阪府	88,310
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	113,773
		和歌山県	51,950
	中国	鳥取県	135,388
		島根県	118,838
		岡山県	112,387
		広島県	133,002
		山口県	122,934

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	111,235
		香川県	120,728
		愛媛県	71,325
		高知県	27,842
	九州	福岡県	138,103
		佐賀県	134,396
		長崎県	133,641
		熊本県	138,965
		大分県	123,762
		宮崎県	128,483
		鹿児島県	125,373
	沖縄県		—

交雑種	51,198
乳用種	—

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

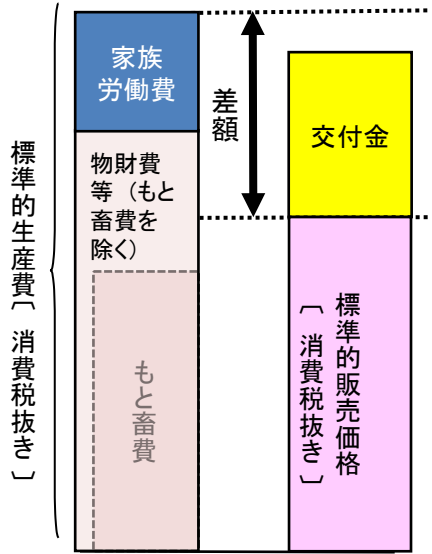
《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
- 交雑種：17,000円／頭
- 乳用種：14,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年11月支払分:9月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	157,529
	東北	青森県 158,334
		岩手県 132,578
		宮城県 160,290
		秋田県 170,163
		山形県 120,626
		福島県 161,104
	関東	茨城県 166,632
		栃木県 161,763
		群馬県 167,997
		埼玉県 164,652
		千葉県 143,604
		東京都 136,229
		神奈川県 154,491
		山梨県 144,200
		長野県 160,883
		静岡県 154,728

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 74,434
		富山県 82,021
		石川県 ☆ ー
		福井県 ☆ ー
		岐阜県 ☆ ー
		愛知県 101,710
	東海	三重県 102,804
		滋賀県 145,166
		京都府 139,282
		大阪府 91,772
	近畿	兵庫県 ☆ ー
		奈良県 137,122
		和歌山県 100,807
	中国	鳥取県 116,704
		島根県 103,401
		岡山県 100,564
		広島県 102,686
		山口県 91,240

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 63,960
		香川県 58,217
		愛媛県 60,765
		高知県 19,315
		福岡県 112,852
	九州	佐賀県 107,762
		長崎県 106,428
		熊本県 118,997
		大分県 111,573
		宮崎県 113,262
		鹿児島県 97,872
	沖縄県	ー

交雑種	53,066
乳用種	ー

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

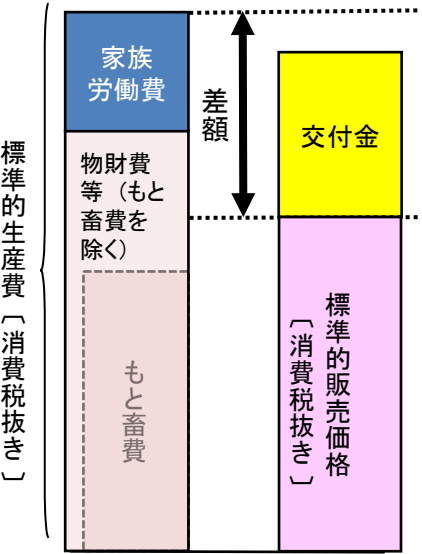
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年10月支払分:8月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種		北海道	182,514
	東北	青森県	167,719
		岩手県	141,962
		宮城県	169,674
		秋田県	179,547
		山形県	130,010
		福島県	170,488
	関東	茨城県	179,600
		栃木県	174,731
		群馬県	180,965
		埼玉県	177,620
		千葉県	156,572
		東京都	149,197
		神奈川県	167,459
		山梨県	157,168
		長野県	173,851
		静岡県	167,696

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	69,759
		富山県	77,346
		石川県 ☆	—
		福井県	65,595
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	104,126
		三重県	105,221
	近畿	滋賀県	111,965
		京都府	106,081
		大阪府	58,571
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	103,921
		和歌山県	67,606
	中国	鳥取県	124,846
		島根県	111,543
		岡山県	108,707
広島県		110,828	
山口県		99,383	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	114,974
		香川県	109,230
		愛媛県	111,779
		高知県	70,329
	九州	福岡県	129,318
		佐賀県	124,228
		長崎県	122,894
		熊本県	135,464
		大分県	128,039
		宮崎県	129,729
		鹿児島県	114,339
		沖縄県	—

交雑種	56,643
乳用種	32,548

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

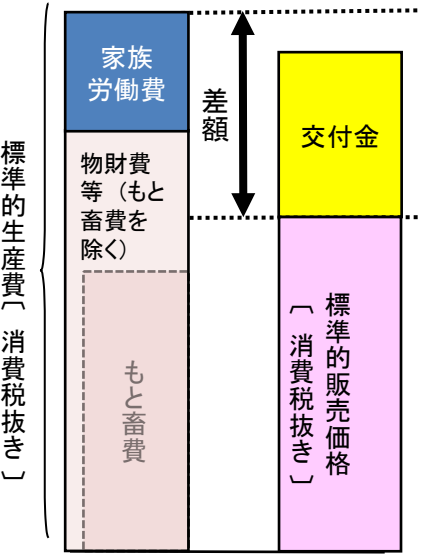
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年8月支払分:6月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	117,326
	東北	青森県 80,827
		岩手県 45,020
		宮城県 76,044
		秋田県 76,880
		山形県 40,658
		福島県 81,439
	関東	茨城県 87,864
		栃木県 84,605
		群馬県 94,118
		埼玉県 82,390
		千葉県 56,484
		東京都 59,628
		神奈川県 74,988
		山梨県 30,029
		長野県 72,785
		静岡県 75,113

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 —
		富山県 3,659
		石川県 ☆ —
		福井県 —
		岐阜県 ☆ —
	東海	愛知県 63,492
		三重県 59,495
		滋賀県 78,028
	近畿	京都府 84,584
		大阪府 51,351
		兵庫県 ☆ —
		奈良県 130,802
	中国	和歌山県 86,369
		鳥取県 47,350
		島根県 29,768
		岡山県 13,689
		広島県 33,278
		山口県 29,093

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 50,191
		香川県 63,892
		愛媛県 37,754
		高知県 —
		福岡県 49,152
	九州	佐賀県 50,449
		長崎県 47,807
		熊本県 48,910
		大分県 44,146
		宮崎県 54,473
		鹿児島県 50,347
	沖縄県	—
	交雑種	45,225
	乳用種	32,263

注1：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

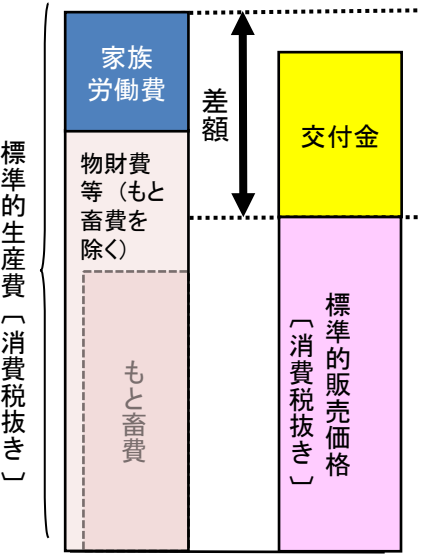
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年7月支払分:5月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	東北	北海道
		122,208
		青森県
		73,795
		岩手県
		37,987
		宮城県
		69,011
	関東	秋田県
		69,847
		山形県
		33,626
		福島県
		74,407
		茨城県
		78,205
	中国	栃木県
		74,945
		群馬県
		84,459
		埼玉県
		72,730
		千葉県
		46,824
	四国	東京都
		49,968
		神奈川県
		65,328
	九州	山梨県
		20,369
		長野県
		63,125
		静岡県
		65,453

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県
		—
		富山県
		—
		石川県
	東海	—
		福井県
		—
		岐阜県
		☆
	近畿	—
		愛知県
		93,140
		三重県
		89,143
	中国	滋賀県
		53,672
		京都府
		60,228
		大阪府
	九州	26,996
		兵庫県
		☆
		—
		奈良県
		106,446
		和歌山県
		62,013
	沖縄	鳥取県
		69,539
		島根県
		51,957
	四国	岡山県
		35,879
		広島県
		55,468
		山口県
		51,283

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県
		18,194
		香川県
		31,895
		愛媛県
	九州	5,757
		高知県
		—
		福岡県
		29,274
		佐賀県
		30,571
		長崎県
		27,930
	沖縄	熊本県
		29,032
		大分県
		24,269
	中国	宮崎県
		34,595
		鹿児島県
		30,470
		—

交雑種	13,934
乳用種	45,099

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



MAFF